

春日井市空き家等対策協議会について

1 設置目的

空き家等対策の推進に関する協議

2 協議会の位置づけ

- (1) 市の附属機関（春日井市附属機関設置条例）
- (2) 法定協議会（空家等対策の推進に関する特別措置法）

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

3 協議内容

- (1) 空き家等対策計画の改定に関すること
- (2) 特定空家等※の認定及び措置（勧告・命令・代執行）に関すること

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。（空家等対策の推進に関する特別措置法）

- (3) 空き家等対策に係る施策、取り組みに関すること
- (4) その他、協議が必要であると認めること

4 委員（春日井市空き家等対策協議会規則）

- (1) メンバー 参考資料 1（委員名簿）のとおり

協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。（空家等対策の推進に関する特別措置法）

- (2) 任期 2年